

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、自己決定・自己責任の下、地域住民が自らの意思によって地域の行政を決定できるようにするとともに、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 第二期地方分権改革について

- (1) 真の地方分権改革を実現するため、内閣総理大臣の強いリーダーシップの下、地方分権改革推進委員会の勧告を尊重し、第二期地方分権改革を強力に実行すること。
- (2) 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、役割分担に基づく事務事業の再配分を行うこと。
また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。
- (3) 国等による義務付け・枠付け、関与を廃止・縮小し、都市自治体の条例制定権を拡大すること。
- (4) 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務はできる限り新設しないこと。さらに、法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。
- (5) 国の出先機関を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。
- (6) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、出先機関の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。
- (7) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、税制抜本改革を実施するに当たっては、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系等を構築すること。

また、安全・安心な住民生活を保障するために地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税総額の復元・増額を継続し、一般財源の充実を図るとともに、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」構想を早期に実現すること。

(8) 地方分権改革推進計画の作成にあたっては、地方と十分協議すること。また、計画作成後、速やかに「新分権一括法（仮称）」を制定すること。

(9) 地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議することにより、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映するため、「（仮）地方行財政会議」を法律により設置すること。

なお、新たな制度創設や制度改正を行うにあたっては、その企画・立案段階から地方との協議を実施し、その実施にあたっては十分な準備期間を設けること。

2. 道州制の議論にかかわらず、第二期地方分権改革を着実に推進すること。なお、道州制の検討にあたっては、国の果たすべき役割を限定し、内政に係る事務権限を地方に移譲することを前提とするとともに、特に基礎自治体の権限強化と財源確保を最大限図る観点から検討すること。また、大都市に関する制度についても検討を行うこと。

3. 広域行政について

(1) 広域行政圏計画策定要綱廃止後においても、従来の広域行政圏における振興整備事業に対して十分な財政措置を講じること。

(2) 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る適切な支援措置を講じること。

市町村合併支援の充実強化等に関する要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村等に対する財政措置等について

- (1) 旧合併特例法及び現行合併特例法に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実施できるようにすること。
- (2) 自主的合併、及び合併後のまちづくりを円滑に進展することができるよう、適切な財政措置など、引き続き総合的な支援措置を講じること。

2. 合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じるとともに、合併 10 年経過後においても市町村建設計画に基づく事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の発行可能期間の延長を含む特別の地方債措置を講じること。

また、合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置については、その所要額を確保すること。

3. 市町村合併に伴い、都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域とに不整合が生じている地域については、地域の実情に即し見直しを行うなど、適切な措置を講じること。

4. 市町村合併に伴い、同一市域内において複数の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区が複数の選挙区に分かれている地域については、速やかに選挙区の見直しを行うこと。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 要望

都市自治体においては、地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

(1) 災害時における被害の早期復旧を図るため、特別交付税の算定や地方債の元利償還金における交付税算入率の引き上げ等、災害復旧に係る地方負担に対する所要の財政措置を講ずること。

また、災害の発生メカニズムの解明等、未然防止も含めた自然災害等に対する抜本的な対策を講ずること。

(2) 局地的集中豪雨や突風、竜巻、落雷等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発により、大規模な都市型水害等が頻発していることから、ハード面での治水対策に加え、情報伝達システムの整備をはじめとする総合的な水防対策を推進すること。

(3) 災害時に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備等、情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による緊急情報を住民に迅速かつ確実に伝達するためのシステム整備について、財政措置を講ずること。

(4) 災害危険個所を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び更新費用にかかる財政措置を拡充すること。

(5) 被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度について、被害の程度に応じた段階的な支援を行うため、被害認定基準運用指針を見直すとともに、支援等にかかる適用要件の緩和や支給限度額の引き上げを行うなど、支援制度を拡充すること。

(6) 災害援護資金貸付金の償還について、借受人及び保証人がともに破産免責された場合を免除対象に加えるなど、償還免除要件の拡大を図るとともに、償還期限の再延長を図るなど、必要な支援措置を講ずること。

(7) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域を地震防災対策強化地域に指定するとともに、具体的かつ充実した対策を早期に講じること。
- (2) 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。
また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。
- (3) 地震災害に対する総合的な基本計画の策定や防災対策の強化を図るとともに、地震観測体制、津波観測体制及び緊急地震速報体制の一層の整備充実を図ること。
また、活断層の活動特性を解明するための調査研究を推進すること。
- (4) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。
- (5) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。
また、住宅の耐震改修に係る所得税の税額控除を延長するなど、税制上の優遇措置を拡充すること。
- (6) 大規模な地震等が発生した場合に孤立する恐れがある中山間地域について、危険箇所の調査及び防災対策を講じるとともに、被害状況の受発信を行える衛星携帯電話の配備や避難所の耐震補強等に対して財政措置を講じること。
- (7) 被災した観光地が地震による風評被害を受けないよう、正確な情報の周知、広報等について適切な対策を講じること。

3. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。
- (2) 消防防災施設等の整備並びに緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、財政措置を拡充すること。
- (3) 都市自治体に必要な消防団員を確保するため、所要の財政措置を講じるとともに、支援策の充実を図ること。
- (4) 住宅火災発生時における住民の生命・身体の安全確保と防災意識の向上を図るため、住宅用火災警報器の設置に対する財政措置を講じること。

安全対策の充実強化等に関する要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致被害者全員の安全確保及び即時帰国の実現と、拉致問題の真相究明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
2. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の改正により、少年のシンナー等の薬物乱用及び暴力団による密売等の違法な販売に関する取締体制を強化するとともに、薬物の危険性・有害性について住民への啓発を行うこと。
3. 店舗型異性紹介営業（いわゆる「出会い喫茶」）を規制するため、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を改正し、全国一律の対策を講じること。
4. 良好な治安を維持するため、警察署の新設、警察官の増員等に係る財政措置を講じること。
5. 自転車防犯登録制度をより実効あるものとして実施するため、法律改正等を含めた所要の措置を講じること。

新たな過疎対策法の制定と過疎対策の推進に関する要望

過疎地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成等、過疎地域の振興と自立促進を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、平成 22 年 3 月 31 日をもって失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法に代わる、新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においては、過疎地域が森林・農地の維持・管理を通じて担っている土砂災害の防止、水源の涵養、食料の供給、二酸化炭素の吸収、自然環境や景観の保全等の多面的・公益的機能を積極的に評価し、新しい過疎対策の理念を確立するとともに、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記すること。
3. 新たな過疎対策法における過疎指定要件については、現行の過疎指定地域を引き続き指定することを基本としつつ、森林、耕作地の面積や高齢者の占める割合等、過疎地域の実情を踏まえた指定要件及び指定単位を設けること。
4. 過疎地域が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持され、都市地域と過疎地域が相互に支え合う「持続可能な共生社会」の形成が図られるよう、過疎地域における医療、交通、雇用の確保、農地・森林の保全等の環境対策、教育環境や情報通信基盤等の生活環境基盤の整備、限界集落をはじめとする集落対策並びに都市との交流、人材育成等のソフト事業の支援策等を講じること。
5. 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎関係都市に対する地方交付税による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
6. 過疎地域において特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、必要額を確保するとともに、病院事業債の充当率の引き上げや耐震防災事業、自然エネルギー関連施設整備事業等を対象に加えるなど、対象事業の拡大や要件の緩和を行い、弾力的な運用を図ること。

また、過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

7. 過疎地域における集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくりを含めたハード、ソフト両面にわたる取り組みを支援するため、過疎市町村に対する新たな交付金や過疎対策基金制度を創設するなど、財政支援の充実強化を図ること。

8. 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産業等の振興及び集落の活性化が図られるよう、積極的な財政措置を講じること。

9. 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産の特別償却並びに製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者又は畜産業・水産業を行う個人に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置を引き続き継続すること。

また、新エネルギー関連事業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産を新たに特別償却の対象とすること。

10. 新たな過疎対策法の税優遇対象業種に「農村地域工業等導入促進法」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の対象業種を加え、対象要件を緩和すること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 条件不利地域等における携帯電話の不感の解消、ブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備や維持管理に対する財政措置等を充実すること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について、早急に対応を促進すること。

特に、条件不利地域においては、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

また、公共施設のデジタル化に対する支援措置を講じること。

(2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに、市町村に対し十分な情報提供を行うなど、適切な対応を図ること。

また、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を講じること。

(3) CATVにおいては、アナログ放送視聴時と同様の放送局を視聴できるよう必要な措置を講じること。

また、大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

3. 障害者や高齢者が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発、及びICT利活用技術の習得促進等に対する支援制度の拡充を図ること。

また、都市自治体がIT企業等と連携して取り組む新技術の開発、実証実験、運用に至るまでの複数年度にわたるICT施策推進に対する支援制度を創設するとともに、既存の支援制度についても、対象期間を複数年度とするなど、柔軟な運用を図ること。

4. 国民が安心して情報通信機器を利用できるよう、ネット環境の秩序確立のために必要な措置を講じること。

5. 福祉等の制度改正に伴う電算システム開発等について、十分な財政措置を講じること。

6. 登記事項証明書等の交付及び閲覧について、オンライン化を図るとともに、手数料については無料とすること。

7. ソフトウェアの賃貸借契約について、長期継続契約の対象となるよう、制度を見直すこと。

8. 市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。

住民自治組織の活性化等に関する要望

住民自治組織の活性化を図るため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. コミュニティ活動の拠点施設の整備について、財政措置を講じるとともに、国所有の空き施設をコミュニティ活動に活用できるよう、適切な措置を講じること。
また、住民自治組織の諸活動に対し財政措置を講じること。
2. 地域の住民団体が指定管理者として公民館施設などを運営する場合は、法人税法における実費弁償の取扱いについて特例を認めること。
3. 自主防災組織等の行政協力団体の活動を円滑に推進するため、行政機関が保有する個人情報の提供を認めるなど、個人情報保護と行政サービスの提供がバランスよく展開できるよう、関係法令の見直しを図ること。
4. 身寄りのない高齢者に係る残余相続財産を、地域に分与して地域福祉の増進に役立てられるよう、必要な改正を行うこと。

住民基本台帳及び戸籍制度の改善等に関する要望

住民基本台帳及び戸籍制度の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理にかかる財政措置の拡充を図ること。
3. 民法第 772 条第 2 項いわゆる 300 日規定にかかる出生届について、実情に即して受理することができるよう所要の措置を講じること。

外国人登録制度の改善等に関する要望

市町村が在留外国人の正確な情報を把握し必要な行政サービスを提供するため、外国人登録制度を抜本的に見直し、中長期在留者など適法に在留する外国人住民を適用対象とする住民基本台帳法の改正を速やかに行うこと。その際、新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。また、新制度へ円滑に移行できるよう十分な準備期間を設けるとともに、外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないよう、必要な措置を講じること。

また、多文化共生施策などを推進していくため、各種対策を拡充すること。

人権擁護の推進に関する要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。

2. インターネットを利用した人権侵害が急増していることにかんがみ、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を踏まえ、権利侵害の申立てがあった場合のプロバイダがとるべき行動基準についてのガイドラインが作成されているが、人権侵害情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について、より一層の実効性のある制度を確立すること。

また、制度確立までの間は、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。

3. すべての人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。

また、国の委託啓発事業について、委託対象の緩和など、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図るとともに、地方公共団体が実施する事業について、必要かつ十分な予算措置を講じること。

4. 性同一性障害者が可能な限り普通の日常生活と社会活動を営むことができるよう、診断が確定した者の性別表記の変更のあり方や治療に対する健康保険適用範囲の拡大等について検討すること。また、運転免許証と同様に無用な性別表記は行わないよう検討すること。

さらに、性同一性障害について、国民が正しい理解を深めることができるように積極的に広報に努めること。

5. 児童虐待・DV対策等総合支援事業の国庫補助対象を拡大するなど、配偶者暴力相談支援センター設置等に取り組む市町村への財政措置を講じること。
6. 人権擁護委員活動の活性化に向け、研修の充実や、予算の確保など必要な措置を講じること。
7. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。

北方領土の返還実現に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願であることから、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力を行うこと。
2. 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業の推進及び北方領土隣接地域の振興と返還運動推進のための財源措置が図られるよう、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」を改正すること。
3. 北方領土周辺海域における漁業の安全操業の実現について、万全を期すこと。

地籍調査及び統計調査の推進等に関する要望

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査については、事業を実施するために膨大な事務処理と財政負担を強いられることから、調査に係る職員の人件費を国庫補助の対象とする等、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。
2. 統計調査については、効率的な行政運営を図るため、類似統計調査の重複をなくし、統合を図ること。また、調査の円滑な推進を図るため、各種メディアを活用して、調査の協力依頼や調査結果の利活用等を周知する等、啓発・広報活動を十分に行うこと。

市区長選挙におけるビラ（マニフェスト）の頒布枚数の 見直しに関する要望

市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。

郵政事業の改善に関する要望

郵便・貯金・保険のサービスが郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じることのないよう万全を期すとともに、地域の実情を踏まえた運営となるよう適切な措置を講じること。

また、受領記録を必要とする重要書類の郵送について、廃止された配達記録郵便のサービス水準を維持するよう、必要な措置を講じること。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 地方分権型社会に対応した地方税体系の構築

(1) 税制抜本改革による国・地方「5：5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

- ① 税制抜本改革は、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 税制抜本改革を実現するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国から地方、都道府県から市町村への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

2. 個人住民税の充実確保

(1) 個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

(2) 個人住民税の現年課税方式について検討すること。

(3) 個人道府県民税の徴収取扱費交付金は、平成18年度の税制改正により算定方法が変更されたが、税源移譲等により賦課徴収事務経費が増大するなど、徴収取扱費交付金が徴収経費に比べ不足する場合があることから、算定基礎となる金額の増額等について検討すること。

3. 固定資産税等の安定的確保等

- (1) 固定資産税は、地方税の大宗をなしている重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
- (2) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を基本としていることから、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保することともに、都市計画税相当分についても交付金措置すること。また、水道事業用および公共下水道終末処理場に供する土地、家屋など現在対象となっていない固定資産について交付金措置をすること。
- (3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保すること。また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。
- (4) 都市計画税については、都市計画施設の維持管理経費にも充当できるよう、制度改正を行うこと。

4. 諸税の課税制度の見直し及び充実確保

- (1) 原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを検討すること。
- (2) 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。
- (3) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5. 地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じるとともに、地方税法348条第4項に規定する同税の非課税適用については、申告を行った場合に限り適用となるよう制度改正を行うこと。

また、地方税収を確保するため、国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

6. 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行なっているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方分権改革のより一層の推進のためにも、事務配分を抜本的に見直したうえで、事務配分に見合った税制上の特例措置を講じること。

7. 温暖化対策税制（いわゆる環境税制）の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

8. 課税・徴収体制等の改善

(1) 還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう見直しを行うこと。

(2) ふるさと納税制度においては、寄附金控除に関する申告手續の負担軽減等を図ること。

(3) 地方税の電子申告システムについては、市町村への普及及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。

また、市町村の負担について、必要な財政措置を講じること。

(4) 軽自動車税の課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

9. 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が地方議会において十分に確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。

地方交付税の復元・増額に関する要望

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 平成 22 年度の地方交付税については、地方歳出水準を固定化した「骨太の方針 2006」を見直し、社会保障関係分野に係る財政需要の増大など都市自治体の実態を的確に反映するとともに、地方財政計画の歳出規模を拡大したうえで、地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

2. 基準財政需要額の算定にあたっては、算定費目の拡大、単位費用の引き上げ等、都市自治体の財政需要の増嵩を反映した算定方法の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費の算定については、制度創設の趣旨を踏まえ、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

3. 基準財政収入額の算定にあたっては、都市自治体の実際の税収に見合った算定方法の見直しを行うとともに、算定額と税収に乖離が生じた場合には、適切な財政措置を行うこと。

また、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を、当面、基準財政収入額に 100% 算入することについては、地方自治体の意見を十分踏まえたうえで算入率の見直しを検討すること。

4. 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。

5. 頑張る地方応援プログラムの財源については、地方交付税の本旨を見失うことのないよう地方財政計画の歳出総額に加算すること。

また、算定にあたっては、各地方自治体の実情を的確に把握したうえで、制度の趣旨である真の「魅力ある地方」づくりが反映されるよう適切な算定を行うこと。

6. 地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中期的な財政ビジョンを策定すること。

また、地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

国庫補助負担金改革に関する要望

国庫補助負担金改革にあたっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。
2. 国に権限と財源を存続させている複数の補助金の統合や交付金化、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁など、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金改革は、断じて行わないこと。
3. 国庫補助負担金は、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化を図るとともに、地方分権の理念に沿い、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大すること。
4. 国庫補助を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、実情に応じた対応が可能となるよう負担軽減と一層の弾力化を図ること。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 公的資金の繰上償還については、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成21年度までの補償金免除繰上償還措置を延長するとともに、対象要件の緩和・拡大を図ること。
3. 第三セクター等改革推進債については、短期的に財政運営を圧迫しないよう、長期の償還計画が可能な枠組みとするとともに、国の財政支援措置の拡充を図ること。
4. 起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。
5. 地方公共団体金融機構の貸付対象事業の拡大を図ること。
6. 地方債は協議制になったが、最終協議以降の補助金等の変更に対応できない例も見られることから、柔軟に対応できるよう改善を図ること。

直轄事業負担金制度等の抜本的見直しに関する要望

国直轄事業負担金については、地方分権改革推進委員会の意見に沿って維持管理費負担金の速やかな廃止などの改善を図るとともに、都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部転嫁されている国直轄事業負担金についても、事前協議の充実等の手続き面の改善だけでなく、都道府県と市町村との役割分担の基本に沿った見直しを行うこと。

財政の健全化の推進に関する要望

地方公共団体財政健全化法の施行及び新公会計制度の導入について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方公共団体財政健全化法に基づく制度の運用にあたり、都市自治体の財政運営に支障や混乱が生じないように十分配慮すること。
2. 新公会計制度導入に伴うシステム改修費など、都市自治体の財政負担について適切な措置を講じること。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (4) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じるとともに、保険者をはじめ関係機関の意見を尊重すること。
- (3) 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、人員配置の緩和など地域の実情に配慮した弾力的な基準とするとともに、基盤整備の促進に向けた財政措置を講じること。

4. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法の在り方を含め、より公平な保険料設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。

5. 要介護認定について

- (1) 要介護認定について、実態を踏まえ、更新期間を延長するなど、事務の効率化を図ること。
- (2) 指定市町村事務受託法人の設置促進に向けた支援策を講じること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うとともに、介護支援専門員を確保するための支援策を講じること。
- (2) 地域支援事業について、実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- (3) 特定高齢者の実態把握や決定について、都市自治体が地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、所要の措置を講じること。

7. その他

- (1) 介護報酬の一定割合が確実に介護従事者の給与に反映される仕組みを構築するとともに、介護従事者の処遇が確実に改善されるための措置を講じること。
- (2) 今後の介護保険制度の見直しにあたっては、都市自治体と十分協議するとともに、見直しの具体化にあたっては、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設けること。
- (3) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設まで適用範囲を拡大することを含め、その在り方を検討すること。
- (4) 介護老人保健施設入所者の外来診療について、当該入所者の病状に配慮し、医療保険で受診できるようにすること。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に関する要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。

2. 国保制度における当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、平成 22 年度以降においても引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

なお、保険財政共同安定化事業については、拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど所要の措置を講じること。

(2) 国庫負担割合の引上げ等による財政措置の拡充を図るとともに、制度改革に伴う国保財政への影響を考慮した上で、人件費、電算システム経費等を含め適切な財政措置を講じること。

(3) 国保保険料（税）については、介護保険料及び後期高齢者支援金分の負担により、保険料収納率の低下を招くことから、国保運営に更なる支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。

(4) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(5) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(6) 特定健診・保健指導について

① 市町村国保に義務付けられる特定健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、特定健診・保健指導については、公平かつ適切に実施できるよ

う対策を講じるとともに、市町村国保と被用者保険との連携の仕組みを構築するなど、特定健診・保健指導の確実な実施のための措置を講じること。

② 特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

③ 特定健診・保健指導について、転居や就職等に伴い医療保険が変更となった者も漏れなく受診できるようにするとともに、十分な財政措置を講じること。

また、事務の効率化・簡素化、受診者の利便性を図る視点から、保険証で受診できるよう制度を見直すこと。

④ 特定健診について、各保険者が3月末まで健診実施期間を設定できるよう、当該年度内に支払いが完了しないものについて、補助対象とすること。

(7) 国の責任において国保保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。

(8) 国民年金未納者に対する国保の短期保険証発行について、市町村窓口での混乱や保険料(税)収納率に支障が生じないように、万全の措置を講じること。

(9) 高額療養費について、支給申請に係る添付書類等を簡略化すること。

(10) 後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している国保保険料(税)の軽減について、財政面を含め必要な措置を講じること。

(11) 70歳から74歳の医療費自己負担額の凍結措置終了後のあり方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な措置を講じること。

(12) 70歳から74歳の窓口負担について、1割から2割への引上げ凍結に伴う高額療養費の負担増に対し財政措置を講じること。

(13) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。

(14) 資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整について、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるよう、関係法令を整備すること。

- (15) 実効ある医療費適正化対策を更に推進すること。
- (16) 精神・結核の保険優先化に伴う国保財政の負担増について、財政措置を講じること。
- (17) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度については、地域の実態を踏まえ、より円滑な制度となるよう配慮するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 制度の見直しを行う場合は、地方の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、制度見直しに伴う経費や電算システム経費等については、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。
- (3) 国は、制度の内容及び趣旨等について、多くの国民の理解を得られるよう、引き続き周知徹底を図り、高齢者の生活実態等に即した制度とすべく常に研究・検証を行うとともに、都市自治体等で実施する広報活動について、十分な支援策を講じること。
- (4) 特別対策として実施している低所得者対策等終了後のあり方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な措置を講じること。
- (5) 後期高齢者医療給付費負担金については、各保険者に対して医療給付費の12分の4を確実に配分し、調整交付金を別枠化すること。
- (6) 同一世帯に属する各被保険者に係る賦課限度額について、緩和措置を講じること。
- (7) 資格取得について、日単位から月単位とすること。
- (8) 健診・保健指導等について、地域の実態に即した財政措置を講じること。
- (9) 保険料徴収について、同一広域連合を構成する市町村間で住所移動があった場合、賦課期日又は資格取得時の市町村において徴収できるよう制度を見直すこと。
- (10) 不均一保険料率の対象となっている離島など医療の確保が困難な地域に対し、必要な財政措置を講じること。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援について、包括的な制度を早急に構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意見を十分尊重すること。

2. 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)事業について、平成 23 年度以降も継続すること。

3. 子育て世帯に対する更なる所得税の減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

4. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

5. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化に係る保育所施設整備等について、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 障害児保育など多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、地域間格差が生じないよう保育単価表における地域区分を見直すこと。

(3) 保育所徴収金基準額について、保護者の負担や地域の実態を考慮して見直すとともに、家計の主宰者に係る認定基準の明確化について検討すること。

(4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支

援措置を講じること。

- (5) 保育所を運営する者に対し、徴収権限を付与できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 病児・病後児保育事業のうち、病児対応型・病後児対応型については年間延べ利用児童数による区分がなされたところであるが、少人数の区分に対する更なる財政措置を講じること。
- (7) 保育所入所児童の年齢計算の基準日を学校と同一に4月1日とすること。
- (8) 利用者と保育所との直接契約の検討にあたっては、適切な保育の「量」・「質」が担保されるよう十分な財源を確保するとともに、利用者の手続きや保育所の事務負担に配慮すること。
- (9) 幼保連携型認定こども園の幼稚園部分について、保育所同様に公設民営化が可能となるよう制度の見直しを行うとともに、公設の認定こども園の施設整備や運営についても、十分な税財政措置を講じること。
また、利用料金等について、保護者の負担等に配慮し、支援策を検討すること。
- (10) 幼保一元化施設を推進するため、幼稚園を指定管理者制度等の対象とすること。
- (11) 認可外保育施設について、更なる安全確保対策と保育水準の向上策を図るとともに、財政措置を講じること。

6. 放課後児童対策について

- (1) 放課後児童対策について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」について、国の所管を一本化する等、一体的に推進できる体制に整備すること。
- (2) 放課後児童クラブにおける事故等に対応する傷害保険制度等について検討すること。
- (3) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

また、大規模児童クラブ（児童数 71 人以上）について、平成 22 年度以降も引き続き財政措置を講じること。

7. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

8. 児童手当の所得制限を見直すなど給付の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、より公平な審査を行うための規定を整備するとともに、支給額の算定については、認定請求のあった日の翌月からではなく、支給要件に該当した日の翌月から対象とすること。

9. 父子家庭についても、児童扶養手当や現行の「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する体系的な施策の充実を図ること。

10. 児童虐待の再発防止の観点から、加害者に対して更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

また、児童相談所の機能の拡大及び強化を図るとともに、業務内容等を勘案した組織強化等に向けた対策を講じること。

11. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

12. ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

13. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。

また、里帰り等により県外で受診する場合において、安心して受診できる

体制を構築すること。

14. 出産育児一時金の加算等各種経済対策で講じられた措置については、平成 23 年度以降も継続すること。

15. 地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。

16. 病児・緊急預かり対応基盤整備事業について、平成 23 年度以降も継続すること。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、地域の実態に即した級地区分の見直し、実施機関の調査権限の強化など、社会経済状況の変化に適応した制度改正を着実に進めること。
- (3) 自動車保有制限を緩和し、受給者の就労自立に向けた体制を強化するとともに、高等学校等就学費については、個々の事情を勘案した給付制度への改善を図ること。
- (4) 介護保険施設の個室等については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の入所者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用に係る取扱い等について早期に改善すること。
- (5) 生活福祉資金貸付制度について、地域の実情を踏まえた適切な運用方策を検討すること。
- (6) 自立意欲のある生活保護受給者が救護施設を退所した後の住居費・生活諸費については、自立支援の一環として、全国統一的に就職支度費に加算すること。
- (7) 被保護者との境界層である、いわゆるボーダーライン層の者について、生活保護世帯に移行させないよう、自立・就労に向けた効果的な仕組みについて検討すること。

2. 福祉制度の改正等に伴う電算システム改修経費等について、地域の実態を踏まえた十分な財政措置を講じること。

また、制度改正の実施にあたっては、速やかに情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強

化など実態に即した支援措置を講じること。

4. 原子爆弾被爆者の原爆症の認定に当たっては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨等を踏まえ、被爆者救済の視点に立って、制度運用を図るとともに、速やかな審査に努めること。
5. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。
6. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。

障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者自立支援法について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性を確保するため、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないよう、障害程度区分判定について障害特性を十分反映させた基準とするとともに、認定期間や支給期間については、障害者の実態に即したものとなるよう配慮すること。
- (3) 障害者デイサービス事業所の地域活動支援センターへの移行を促すため、規模や職員配置に関する補助基準を緩和すること。
- (4) 利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和措置については、利用実態等を十分踏まえ、制度の安定的な運営に向けた対応を行うこと

2. 障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

3. 障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、十分な準備期間を設け、国民の理解を深めるとともに、都市自治体の意見を踏まえて計画的に実施すること。

また、制度変更に伴う経費やシステムの改修経費等に対して、十分な財政措置を講じること。

4. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。

5. 重度障害者（児）の医療費について、財政措置の拡充を図ること。
6. 発達障害者（児）に係る各種支援サービス等の制度化について検討すること。
また、就学前児童における発達障害等の早期発見及び適切な支援のための人員配置等について財政措置を講じること。
7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
8. 全ての障害者福祉に対する総合相談支援体制を確立するとともに、十分な財政措置等を講じること。
9. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、一層の保護者負担の軽減措置を講じること。
10. 高齢者や障害者等の移動のための福祉有償運送事業所が、安定した事業運営を行えるよう、現行の運送対価の在り方について検討すること。
11. 65歳に到達した障害者による、障害福祉サービスと介護保険サービスとの選択制について検討すること。

地域医療保健に関する要望

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進すること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等実効ある措置を早急に講じること。

- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、自治体病院に適切な配慮を行うこと。

- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (5) 看護師・助産師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう制度の改善を図ること。

- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けることについて検討すること。

2. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院に対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債の所要額を確保し、償還期間の延長を図ること。

(2) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

また、病院の再編・統合に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

(3) 中核病院を中心とした広域高度医療ネットワークの構築を促進するとともに、十分な財政措置を講じること。

(4) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。

(5) 市町村合併に伴う自治体病院等に対する特別交付税の激変緩和措置について、措置経過後においても当該措置を継続すること。

3. 救急医療について

(1) 小児救急医療をはじめとする救急医療や周産期の医療体制整備及び運営等について、財政措置の拡充を図ること。

また、軽症患者の時間外受診への対応については、救急医療従事者の負担軽減を図るための措置を講じること。

(2) 第三次医療機関・救命救急センターについて、ドクターヘリの導入を促進し、救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

4. 「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、がん検診事業に対する財政措置を講じること。

また、がん医療の均てん化の促進や専門的ながん医療の提供のため、地域がん診療連携拠点病院に対する財政措置の充実を図ること。

5. 予防接種等について

(1) 新型インフルエンザ対策について

① 新型インフルエンザの感染予防等のため、都市自治体が実施すること

となる対策について、必要な支援策や十分な財政措置を講じること。

② 国・都道府県・市町村等関係機関の実効ある連携の仕組みを構築するとともに、感染者の増加等に伴う医療体制の確保や医療資器材の生産・備蓄等について、十分な対策を講じること。

③ 国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、的確な広報・啓発等を実施すること。

(2) 都市自治体が費用を負担する任意予防接種事業等に対する財政措置を講じること。

(3) 医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種や子どもに対するインフルエンザ予防接種について、定期接種として位置付けること。

(4) 日本脳炎接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまう者について、接種が再開された際は定期接種として位置付けるとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。

(5) 平成20年度から5年間の時限措置として実施される麻しん予防接種について、十分な財政措置等を講じること。

また、この期間内、いつ接種しても定期接種の扱いとすること。

(6) インフルエンザ菌b型(Hib)及び肺炎球菌ワクチンの予防接種について、早期に定期接種として位置付けるとともに、住民に対する普及啓発や接種費用の軽減等について、必要な措置を講じること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、財政措置を講じること。

7. 寡婦の医療費について、軽減策を講じること。

8. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、その在り方について、最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
3. 国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないよう適正に交付すること。
4. 年金裁定請求事務等の国への移管、裁定請求の結果通知等市町村窓口での事務の簡素化、被保険者の利便性に十分配慮した制度の見直し等について検討すること。

水道事業に関する要望

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、上水道における老朽化した水道施設の再構築事業、水道広域化施設整備事業及び施設の耐震化等について、財政措置等の拡充を図ること。

また、海底導水管（鋼管フランジ形）更新事業について、老朽管更新事業の補助対象とすること。

2. 水道施設の災害復旧事業について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象事業とすること。

3. 簡易水道の統合促進事業については、地域の実情に応じた採択要件にするとともに、統合後の上水道について、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

なお、簡易水道事業の上水道への統合については、画一的な対応を求めないこと。

4. 温泉排水処理機の技術開発等について、財政措置を講じること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

雇用就業対策に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済・雇用対策について

- (1) 国が打ち出した各経済・雇用対策を実効あるものとするため、緊急雇用創出事業等の実施要件の緩和等を図り、継続的に実施すること。
また、地方に対する積極的な支援・協力を含め、十分な財政措置等を講じること。
- (2) 職業能力開発促進センターについて、地域における役割を考慮し、当該機能を存続する措置を講じること。

2. 就業者対策について

- (1) 地域の雇用維持・拡大を図るべく、雇用情報の提供や就職安定資金融資事業等の充実、相談体制の拡充など、離職者に対する生活・就労支援の拡充を図ること。
- (2) 非正規労働者等の待遇を改善するための措置を講じるとともに、雇用が安定したものとなるよう、雇用保険制度適用を一層拡充するなど、セーフティネット機能の充実を図ること。
- (3) 経済的に不安定な若者の就職支援を充実すること。
- (4) 雇用促進住宅の退去促進期間について、少なくとも3年間延期する方向とされているが、延期期間終了後も住まいを失った就業者等が引き続き入居できるよう、配慮すること。
- (5) 常時雇用されている外国人が社会保険に加入するよう、国から事業主への指導を徹底すること。

3. 「仕事と家庭の調和」を推進する事業者等に対して、支援措置を拡充すること。

4. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

5. ILO第175号条約を批准するなど、非正規労働者の雇用環境を改善すること。

6. シルバー人材センターと同様の事業活動を行っている高齢者等の就労を促進する団体等と役務提供の随意契約が行えるよう、関係法令を改正すること。

廃棄物・リサイクル対策に関する要望

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、事業者、消費者及び自治体が各々の責任と適正な負担により、循環資源のリサイクルを円滑に推進できるよう、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度について検討すること。
- (2) 多様な廃棄物に係る効率的で低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立など総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (3) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程の安全性を確保するよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法的な義務付けを行うこと。
- (4) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の処理について、自治体の責任とすることなく、医療機関等を通じ、最終的には製造者責任として再資源化を推進すること。
- (5) 放置産業廃棄物の早期撤去について、法的規制の整備や財政措置の充実など施策の充実を図ること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 廃棄物処理施設の整備については、各自治体の財政規模を考慮し、施設の実情に合った財政措置を講じるとともに、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。
- (2) 廃棄物処理施設整備計画に基づく施設の長寿命化・延命化、災害廃棄物用ストックヤードの整備のための財政措置を講じること。
- (3) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の基幹的改良やごみ固形燃料製造施設の運営に対する支援措置を拡充するとともに、余熱活用施設の整備についても交付対象とすること。

また、複合バイオマスメタン発酵施設の整備について、自治体が活用しやすい制度となるよう積極的な支援を行うこと。

- (4) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」に仕組みを改めることとし、5年後の制度見直しに限定することなく、現状を踏まえ前倒しで検討を行うこと。

また、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

- (2) 家電リサイクル制度について、適切な財政措置を講じるとともに、自治体と事業者との協力体制について、自治体が活用しやすい仕組みとなるよう更なる支援を行うこと。
- (3) 不法投棄対策を十分考慮した上で、対象品目の更なる拡大を図ること。
- (4) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や収集、運搬、処理等を義務付けるとともに、不法投棄防止の周知徹底を図ること。
- (5) 指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮した環境の整備を推進すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、自治体と事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

- (2) 容器包装リサイクル制度について適切な財政措置を講じるとともに、容器包装の範囲の周知徹底や飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。

また、容器包装の材質表示の併記や容器等の設計段階から分別・リサイクルに配慮した仕様を事業者が義務付けること。

- (3) プラスチック製容器包装の再商品化手法及び指定法人が定めるプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球環境保全について

(1) 地球環境保全対策として、環境税の創設等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入や省エネルギーの促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

(2) 地球温暖化に伴う動植物への影響について、調査・分析を実施するとともに、適切な保護対策を講じること。

2. アスベスト対策について

(1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立すること。

また、定期的な検査等による経過観察に要する費用について財政措置を講じること。

(2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な支援措置を講じること。

3. 浄化槽設置整備事業等について

(1) 浄化槽設置整備事業について、財政措置の拡充を図ること。

(2) 合併処理浄化槽への転換を促進するため、既存の単独処理浄化槽等の撤去費について、財政措置の拡充を図ること。

4. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

5. 火葬場等の施設整備事業について、都市自治体の現状を考慮しつつ、円滑な執行が確保されるよう、十分な財政措置を講じること。

6. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、支援を行うこと。

公立学校施設等の整備に関する要望

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2. 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。

また、同法改正により耐震補強事業の補助率が引き上げられたが、すでに同事業等を実施した都市自治体に対しても、当該補助率の遡及措置を講じること。

3. 公立学校施設等について、新增築・改築事業を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。

4. 国有学校用地の利用について、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。

5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

6. 小中学校の統廃合を推進するにあたり、地方交付税等に影響を及ぼすことのないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

7. 社会体育施設及び社会教育施設等の耐震化に係る施設整備事業等について、

財政措置の拡充を図ること。

8. 局地激甚災害の指定区域における社会教育施設等の災害復旧事業に対し、激甚災害の場合と同様の財政措置を講じること。

9. 2011年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、学校のデジタル化に対する十分な財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級等の推進に向け、当面、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。また、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を延長すること。
- (3) 専任の司書教諭等の全校配置等、学校図書館における人的配置の充実を図ること。
- (4) 学校図書館支援センター推進事業について、今後も、希望する都市自治体ができるよう、新制度として事業化すること。
- (5) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。
- (6) 食育の推進を図るため、学校栄養職員とは別枠で栄養教諭を配置すること。
- (7) スクールカウンセラーについて、絶対数が不足している学校等へ効果的に配置できるよう配慮すること。
- (8) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、教員の補充について十分配慮すること。
- (9) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置の充実を図ること。

(10) A L T等の確保及び配置について、地域の実態に即した配置計画を策定するとともに、財政措置の拡充を講じること。

また、J E Tプログラム終了後のA L T等の雇用について、引き続き地方交付税等の財政措置を講じること。

(11) スクールソーシャルワーカー活用事業について、安定的な実施が図れるよう制度を見直し、十分な財政措置を講じること。

(12) 科学教育など特色のある教育活動を行う学校等に対して、加配教員を確保すること。

(13) 不登校児童生徒に適切に対応するため、適応指導教育への支援措置を講じること。

(14) 一定の基準を満たした外国人学校について、学校教育法第1条に定める教育機関に準ずる教育機関に位置付ける等、外国人児童生徒の教育環境が適切かつ等しく保障されるよう、所要の措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

(1) 普通学級に在籍する障害児や、L D（学習障害）、A D H D（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。

(2) 特別支援学級における児童・生徒の定数の見直しを行うこと。

(3) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級について入学手続きの簡素化を図ること。

(4) 障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動について、支援を行うこと。

(5) 就学前における発達障害の早期発見や、適切な発達支援を図るため、人的配置について十分な財政措置を講じること。

(6) 社会的自立に向けた教育を受けることができるよう、高等学校における特別支援教育の推進体制の充実を図ること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法令等の諸整備を早期に行うこと。

5. 幼稚園・小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の

支援措置を講じること。

6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を図ること。
7. 要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費等について、超過負担が生じないように、十分な財源を確保すること。
8. 学校間ネットワークのセキュリティー向上など、情報環境整備事業への支援措置を充実すること。
9. 放課後児童対策について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」について、国の所管を一本化する等、一体的に推進できる体制に整備すること。
10. 幼稚園就学奨励費について、超過負担が生じないように、十分な財源を確保するとともに、所得制限の緩和を図ること。
11. 幼保一元化を推進するため、幼稚園を指定管理者制度等の対象とすること。
12. 幼保連携型認定子ども園の幼稚園部分について、保育所同様に公設民営化が可能となるよう制度の見直しを行うとともに、公設の認定子ども園の施設整備や運営についても、十分な税財政措置を講じること。
また、利用料金等について、保護者の負担等に配慮し、支援策を検討すること。
13. 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財等の保存・整備・調査等について、財政措置の拡充を図ること。

まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。
2. 中心市街地の活性化を支える多様な支援施策の拡充等
 - (1) 大規模集客施設の立地に当たっては、隣接都府県を含めた日常生活圏全体で広域的な調整を行うことができるよう適切な措置を講じること。
 - (2) 交通結節点の円滑な整備を推進するため、駅前広場等の整備に係る関係者間の協議調整・手続きのルール等を整備すること。
3. 土地区画整理事業や市街地再開発事業等を円滑に推進するため、採択要件の緩和や、保留地処分対策を講じるとともに、必要な財源の確保、税制上の優遇措置、事業者に対する融資制度の改善等を図ること。
4. 街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。
5. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、財政措置を拡充すること。
6. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。
7. 建設発生土について
 - (1) 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

(2) 建設発生土等の有効利用を図るため、「建設リサイクル推進計画2008」を推進すること。特に、良質な建設発生土を求める都市自治体が容易に確保できるよう措置を講じること。

8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な整備を促進するとともに、浸水対策、合流式下水道の改善、老朽化する管きょ施設の改築・更新の促進が図られるよう、所要の財政措置を講じること。
2. 下水道接続率の一層の向上を図るため下水道水環境保全効果向上支援事業のさらなる充実を図ること。
3. 人口規模等により高額となっている下水道事業の資本費について、交付税措置の充実を図ること。

公共事業用地の確保に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、公共事業用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
2. 市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。
3. 「土地開発公社経営健全化対策」については、都市のおかれている財政状況等を踏まえ、経営健全化の期間等について柔軟に対応するなど支援策の弾力化を図るとともに、財政措置の充実を図ること。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業、緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、民有地等の緑を保全するため、土地所有者への税制上の優遇措置等を講じること。
3. 地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。
4. 景観形成総合支援事業については、計画期間を延長するなど財政措置の充実を図ること。

雪寒地帯の振興に関する要望

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対する安定的な財政措置を講じること。

また、雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。

2. 除雪体制を維持するため、建設機械整備事業の採択基準の緩和や都市が除雪機械をリースにより確保した場合の財政措置を講じるなど、除雪機械整備事業の拡充を図ること。

道路整備財源の確保に関する要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保について

- (1) 地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、地方税財源の拡充強化を図ること。
- (2) 「地域活力基盤創造交付金」については、将来にわたり、地方にとって使い勝手の良い制度とするとともに、必要な財源を確保すること。
- (3) 社会資本整備重点計画における道路の地方版の策定に当たっては、地方の道路整備の実情を十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備が計画的に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
- (4) 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。

2. 幹線道路網等の整備について

- (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備に当たっては、地域の実情等を十分勘案するとともに必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
- (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進を図ること。
- (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
- (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広

域連携道路などの整備を促進すること。

- (6) 高速道路等通行料金の割引については、長期的に継続するとともに、上限額の設定を平日にも拡大すること。

また、通行料金の大幅値下げに伴う国の財政支援について、地方の道路公社も対象とすること。

3. 道路の権限移譲に関する関係市との協議・調整について

- (1) 直轄国道の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。
- (2) 権限移譲する個々の直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

4. 橋梁の長寿命化について

- (1) 橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象橋梁の範囲を広げること。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 道路橋梁の劣化による緊急修繕については速やかに実施できる措置を講じること。

5. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

6. 交通信号機や歩道等の整備促進等の交通安全対策を促進すること。

また、交通信号機の設置手続きについては、道路管理者の関与を可能とするなど弾力的な措置を講じること。

7. 道路の無電柱化を促進するため、必要な財政措置や技術支援等を充実するとともに実施箇所選定の要件等の緩和を図ること。

運輸・交通施策の推進に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設費に対する沿線自治体の負担について財源措置を講じること。

2. 整備新幹線の並行在来線について

- (1) 並行在来線のJRからの経営分離後も、安定的な経営を維持できるよう、事業資産の無償譲渡、初期投資への起債充当及び交付税措置など事業運営に対する財政支援措置を講じること。
- (2) 貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実を図ること。

3. リニア中央新幹線の早期実現に向けて、調査終了後は直ちに整備計画に格上げするとともに、実用化確認試験について期間短縮に努めること。

4. 鉄軌道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLR T等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 鉄道軌道輸送高度化事業費補助について、安全運航に不可欠な鉄道基盤整備（線路・電路や車両等）の維持修繕費についても助成の対象とするよう支援措置のさらなる拡充を図ること。
- (3) 鉄道駅等の交通結節点の整備を推進するため、駅前広場・自由通路等の整備に係る協議調整・手続きのルール化及び公的位置づけを検討すること。

5. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

- (1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 円滑化事業の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。
- (3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

6. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

7. 空港の整備の推進等について

- (1) 空港施設及び周辺地域の総合的な整備を積極的に推進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。
- (2) 乗継便の運賃割引制度の拡充に対する支援措置を講じること。

8. 国内海上輸送における支援について

- (1) 今般の高速道路料金の引下げの影響を受けている、フェリー等旅客船事業者への支援施策を早急に講じるとともに、内航フェリー全般の維持について、長期的な対策を講じること。
- (2) 港湾施設使用料減免など、地方が行うフェリー等旅客船事業者支援施策に必要な財源措置を確実に講じること。

9. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制の強化をするとともに法令及びルールの周知徹底を図ること。

10. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

生活交通の維持に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援の充実を図ること。
2. 地域住民にとって最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する財政支援の充実を図ること。
3. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路維持に関する財政支援の充実を図ること。
また、離島航路以外の航路についても、航路の維持を助成するための財政支援措置を講じること。
4. 環境に配慮した交通体系の構築を促進するため、L R T整備や低公害車普及に対する支援措置を充実すること。
5. タクシーの供給過剰が進行している地域において、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるように、タクシー事業の適正化を推進するため、必要な措置を的確に実施すること。

港湾・海岸に関する要望

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
4. 効率的な国内物流体系を構築するため、国際複合一貫輸送等に対応した鉄道貨物ターミナル等を促進するとともに、環境にやさしいモーダルシフトを促進すること。
5. 地域の活性化に資するため、港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備・充実等を推進し、「みなとまち」の振興施策の推進・拡充を図ること。
また、国際クルーズネットワークに対応した旅客船専用岸壁や旅客ターミナルの整備を図ること。
6. 循環型社会の形成に資するため、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの構築を加速させること。

7. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
8. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
9. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。
10. 港湾の保安対策を推進するため、財政措置の拡充を図ること。
11. 港湾・海岸の整備において、自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進するとともに、海辺を活用した環境学習を推進すること。
12. みなとオアシス制度については、市民参加による賑わい・交流拠点としてさらなる充実を図る必要があるため、ソフト事業に対する財政措置の充実及び交流拠点施設の建設などハード事業に対する財政措置を講じること。
13. 漂着・漂流ごみ対策について
 - (1) 海岸漂着ごみについては、処理体制や管理者責任を法的に明確にするとともに、市町村が適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じること。
 - (2) 海への不法投棄防止のため、国際法上の法制化を図るとともに、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について協議を行うこと。
 - (3) 漂流ごみの海上回収を行う専用船舶の配備を充実し、漂流ごみの漂着前回収に積極的に取り組むこと。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業の着実な推進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、準用河川の改修事業等に対する財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置をさらに拡充すること。

3. 河川の権限移譲に関する関係市との協議・調整について

(1) 一級河川の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。

(2) 権限移譲する個々の一級河川の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

4. 水利権については、小水力発電をはじめとする水需要に合わせた水利使用調整など弾力的な運用を促進すること。

5. 特定多目的ダム建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

住宅・建築施策に関する要望

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公営住宅について

(1) 住宅新築資金等貸付事業については、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

(2) 公営等住宅の譲渡については、地域の実情に応じて行えるよう制度を改善すること。

2. 指定確認検査機関制度について、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、更なる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう特に留意すること。

3. 木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事の技術開発に取り組むとともに、施工業者認定制度を創設すること。

4. 管理放棄された土地・住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が弾力的に対応できるよう、法整備や財政措置を講じること。

観光に関する要望

環境は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
2. 訪日外国人旅行者が国内を移動しやすい低廉な運賃設定や、交通と宿泊のセット商品など外国人にとって利便性の高い商品開発ができるよう施策を講じること。
また、国際空港から地方空港への直接乗入の推進をすること。
3. 新幹線や軌間可変電車（フリーゲージトレイン）を整備するなど地方都市と大都市を結ぶ交通アクセスの充実の推進を図ること。

農業の振興に関する要望

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 米政策の推進について

- (1) 一般農家を対象とした稲作構造改革促進交付金については、制度を拡充し、平成22年度以降も継続すること。

また、産地確立交付金については所要額を確保するとともに、これら交付金が十分に活用できるような措置を講じること。

- (2) 生産調整の実効性を確保するため、加工用米を生産調整対象に加えるなど生産調整実施者にとってメリットが実感できる措置を講じること。

なお、今後の米政策の検討に当たっては、本年度から始まった水田フル活用対策及び中山間地域などにも配慮をしながら、生産農家の経営が成り立つような制度とし、新たな施策内容等については、速やかに示した上で十分な周知期間を設けるなど現場での混乱を回避すること。

- (3) 我が国の食料供給力を強化するため、食料自給率・自給力の向上に結びつく新規需要米の流通経路の確立など生産拡大に向けた支援策を講じること。

- (4) 米の生産調整は地域性に配慮した割当とするとともに、認定農業者制度における米の生産調整対策の考慮要件の適用に当たっては、市町村毎の地域特性を配慮して弾力的な運用を図ること。

- (5) 市町村水田農業推進協議会に対する加工用米の割当については、生産調整を受ける農家の混乱を避けるため早期に公表すること。

2. 多様な担い手や新規就農者を確保・育成し、経営発展や雇用創出を図るため、経営相談や就農情報の提供、技術指導・研修等を積極的に実施すること。

また、農業経営に必要な制度資金の充実強化や農業用機械、施設の導

入経費等への更なる財政支援措置を講じること。

3. 水田・畑作経営所得安定対策の推進に当たっては、加入者のメリットが図られるよう、収入減少影響緩和対策及び生産条件不利補正対策の算定基準の見直しを行うこと。

4. 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策の恒久的実施と制度の拡充及び財政措置を強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じ、これらに取り組む地方自治体等に対する財政支援措置を充実強化すること。

5. 食料自給率向上対策について

(1) 国民の食料供給に対する不安を解消するため、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

(2) 学校給食等における地産地消の推進に向けた取組みの一層の拡充を図ること。

6. 米や野菜、特産農産物など国産農産物の価格安定対策を継続・拡充するとともに、海外産農産物の輸入機会の見直し等により、生産者所得の向上を図ること。

7. 生産拡大に通じる土地利用対策を示すなど未利用農地の解消を図ること。

また、耕作放棄解消農地の利活用を促す支援策を講じること。

8. 市民農園など都市における緑地の確保・保全が図られるよう、相続税の納税猶予等、所要の措置を講じること。

9. 農業振興地域の指定に係る専門的知識・技術を市が備えている場合は、都道府県から市へ指定の権限を移譲すること。

また、農用地区域の指定・変更に当たっては、都道府県の同意を不要とするよう必要な措置を講じること。

10. 農業農村整備事業の推進について

(1) 農業生産基盤を強化するため、ほ場整備事業を推進すること。

また、土地改良事業を円滑に推進するため、土地改良施設維持管理適正化事業の拡充など必要な措置を講じるとともに、他の農業用施設の改修・更新、維持管理についても支援の拡充・強化を図ること。

(2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率の向上のため、農業集落排水事業を推進するとともに、公共下水道への接続に係る手続きの簡素化等、所要の措置を講じること。

また、農業集落排水施設を公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に位置付けるなど、被災時の復旧事業に対する財政措置が確実に講じられるようにすること。

(3) 農業生産性の向上及び地域防災上の観点から、「ため池」の整備・改修等に係る財政措置を充実強化すること。

(4) 農業用水等を活用した小水力発電を推進し、農業振興及び農業・農村の多面的機能の拡充が図られるよう、発電施設の整備等に係る手続きの簡素化や水利権に関する法整備等、所要の措置を積極的に講じるとともに、関係機関の連携促進を図ること。

11. 食の安全・安心確保対策について

(1) 牛海綿状脳症（BSE）対策については発生防止策及び安全確保対策を継続すること。

また、自治体が実施する20ヶ月齢以下の牛を対象としたBSEスクリーニング検査に係る平成20年8月以降の費用について十分な財政措置を講じること。

(2) 食の安全・安心に関する国民の信頼を回復するため、食品安全対策の強化を図ること。

12. 畜産・酪農経営安定対策について

- (1) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。
- (2) 現行の配合飼料価格安定制度のあり方の見直しを行うなど、畜産・酪農農家の経営支援に向けた抜本的な経営安定対策を推進すること。

13. 家畜排せつ物の利用促進に必要な財源を確保するとともに、広域的なリサイクルシステムを確立し、その推進を図ること。

14. 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の拡充を行うこと。

また、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害対策を推進すること。

なお、鳥獣害防止総合対策事業を進めるに当たり、経費の一部負担や維持管理作業など農家の負荷が大きいことから、事業量が平準化するよう実施期間を延長すること。

15. 国際農業交渉等に係る適切な対応

- (1) W T O 農業交渉及び F T A 農業交渉に当たっては、非貿易的関心事項への配慮など、日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

また、日豪 E P A 交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう、慎重かつ粘り強く交渉すること。

さらに、国内農林水産業の構造改革を加速させ、国際競争力の強化を図ること。

- (2) 原油、穀物などの価格に重大な影響を及ぼす投機資金等の市場流入を規制するため、国際機関への働きかけなど適切な措置を講じること。

林業の振興に関する要望

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進について

- (1) 森林の持つ国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林整備保全事業計画の推進に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保すること。
また、森林再生に向けた財政措置を講じること。
- (4) 公共施設における国産材の利用を推進するための支援措置の拡充を図るとともに、住宅分野における国産材の利用拡大に向けた支援措置を講じること。
- (5) 公有林野等官行造林の契約解除に伴う大規模伐採に当たっては、地元自治体の意見を踏まえ適切な処理をすること。
- (6) 未利用国有地である山林の恒久的な保全措置を講じること。

2. 農薬の空中散布による健康被害を防止するため、スミチオンに代わる新たな薬剤を早急に開発すること。また、松くい虫の被害を受けない抵抗性マツの研究を推進するとともに、植栽に必要な供給量を確保するなど、総合的な松くい虫対策を進めること。

3. 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の拡充を行うこと。

また、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害対策を推進すること。

なお、鳥獣害防止総合対策事業を進めるに当たり、経費の一部負担や維持管理作業など農家の負担が大きいため、事業量が平準化するように実施期間を延長すること。

水産業の振興に関する要望

国民に水産物を供給する使命を有する水産業の健全かつ安定的な発展が図られるよう、国は下記事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策のさらなる充実強化を図るとともに、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。
また、離島漁業再生支援交付金制度については平成 22 年度以降も継続すること。
2. WTO 水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。
また、コンブ等の水産加工品の原料原産地表示を義務化すること
3. 沿岸諸国との漁業交渉を協力を推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。
4. 漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

地域経済の振興等に関する要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国が打ち出した各経済・雇用対策を実効あるものとするため、地方に対する積極的な支援・協力を含め、十分な財政措置等を講じること。
2. 中小企業対策について
 - (1) 中小企業対策関連施策を強力に推進するとともに、融資制度などの資金繰りや税制面の支援を拡充するなど、中小企業への総合的な経済対策を引き続き講じること。併せて、都市自治体を実施する制度融資に伴う損失補てん金についても、財政措置を講じること。
 - (2) 原材料価格高騰対応等緊急保証制度や小口零細企業保証制度等のセーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続の迅速化など、制度の充実を図ること。
 - (3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。
3. 省エネルギーの促進・新エネルギーの開発及び導入の促進について
 - (1) 市民生活や事業活動における省エネルギーを促進するとともに、新エネルギーの開発及び導入を促進すること。
 - (2) 新增設した新エネルギー利用設備の特別償却を拡充すること。
 - (3) 太陽光発電システム導入への助成制度及びメーカーへの技術開発支援を拡充すること。また、太陽光発電による電力の固定価格買取制度を速やかに導入すること。
 - (4) 既設の風力発電施設の改修費用について支援措置を講じること。また、風力発電による電力の買取価格を増額すること。
4. 電源立地地域対策について
 - (1) 原子力発電施設及び周辺地域の防災対策の充実強化を図ること。
また、原子力発電施設周辺地域の一層の振興を図るため、原子力発電施

設等立地地域の振興に関する特例措置を継続するとともに、対象地域の拡大を図ること。

- (2) 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の交付期間延長と交付限度額の確保を図ること。

5. 企業誘致について

- (1) 農村地域工業導入促進法に基づく減収補てん措置制度の延長、企業立地促進法に基づく課税免除等の対象拡大など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 企業立地を円滑に促進するため、企業立地重点促進区域における開発行為を都市計画法の許可基準に追加すること。また、開発許可が不要だった工業団地において、都市計画法改正以前と同様の手続きになるよう適切な措置を講じること。

6. 自動車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。

7. 日本の地名や地域ブランド商標の海外における保護や登録について、出願情報の共同監視体制の構築や相談窓口の設置などの支援施策の充実を図ること。

地方消費者行政の推進に関する要望

地方における消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等を都市の実情に応じて確実に出来るよう、その体制整備について必要な財政措置を確実に行うこと。
2. 消費者相談業務の複雑・高度化が進展する中、消費者庁創設に伴う消費者行政一元化の取組により相談の増加が見込まれており、相談窓口の強化充実に取り組むため、消費生活相談を担う人材の育成について支援すること。